## 特定器材マスターの改定について

平成27年3月13日付け厚生労働省告示第57号により特定器材マスターを下記のとおり改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するコードの適用年月日は、平成27年4月1日であることから、平成27年3月診療分の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

記

## 1 特定器材コードの新設

平成27年4月1日適用

特定器材コード	特定器材名	金額種別	金額
710010856	気管支手術用カテーテル	1	323,000

## 2 材料価格の変更

平成27年4月1日適用

特定器材	特定器材名	金額	
コード	付足品 初 白	変更後	変更前
710010176	歯科鋳造用金銀パラジウム合金(金12%	1,279	1,190
	以上JIS適合品)		
710010177	歯科非鋳造用金銀パラジウム合金板状(金	1,346	1,239
	1 2 % 以上 J I S 適合品 )		
710010178	歯科非鋳造用金銀パラジウム合金バー状パ	1,090	983
	ラタルバー用		
710010179	歯科非鋳造用金銀パラジウム合金バー状リ	1,197	1,090
	ンガルバー用	1,137	
710010180	歯科用金銀パラジウム合金ろう(金15%	2,214	2,104
	以上JIS適合品)		